

〔翻 訳〕

## 革命期イタリア半島における共和制的立憲主義(1796-1799)

ダーリオ・イッポリート 著

小谷眞男 訳

### I. 序論

18世紀初めからつとに顕著だったイタリアの法文化・政治文化の立憲主義的傾向は、その内容と目標を更新しつつ、世紀を通じて一層強まっていった。諸思想の流入、新しい理論の浸透、諸外国のモデルと経験に関する知識は、公法の原則と国家組織に関する考察の地平を押し広げ、豊かにした。ジャン・ヴィンチェンツォ・グラヴィーナ (Gian Vincenzo Gravina : 1664-1718) の作品においては法によって統御された政府についての見方がなお古代ローマのキヴィタス (*civitas*) のイメージを通じて表現されており、その十数年後のシピオーネ・マッフエイ (Scipione Maffei : 1675-1755) が、数多くの同時代人と同じくイングランドの混合型政府をモデルにしていたとすれば、その1世紀後のガエターノ・フィランジェーリ (Gaetano Filangieri : 1753-1788) が強く惹き付けられ、その立憲思想の経験的根拠としたのは、ヨーロッパ後期啓蒙の非常に生産性豊かな知的風土に自らを次第に適応させていったとしても、今やアメリカの独立という経験だったのである<sup>1)</sup>。

啓蒙思想家たちは、社会契約説のベースにある自然法思想のパラダイムとその個人主義的・平等主義的な人間学に根ざす政治観に由来する、時代を変革するという要請を引き受けた。その法哲学は、人を、譲り渡すことのできない諸権利を有する主体 (*soggetto*) の地位にまで高め、政治的宇宙の合理的創造者であると位置づけている。そして、政治的責務に関する伝統

的なタームを逆さまにするような、国家に関する新しい概念を彫琢した。すなわち、主権者に対する臣民 (*soggetti*) の服従を規定する正統的な義務論に對置して、今や各主体 (*soggetto*) の諸権利を尊重し保護すべき主権者の義務が理論化されたのである。

結果として、法律によって縛られない権力 (*potestas legibus soluta*) を正当化するようないかなる考え方も拒絶されるに至った。反対に、諸個人の生命、自由、所有を保護するために、権力行使を規制しその濫用を抑止するのに適当な法的・制度的装置によって、権力を制限し統御することが必要である、ということが明確に意識されるようになった。法律の優越性の理論、権力の分立と均衡の理論、政治的代表制の理論が案出され、さまざまな形で表明されるにいたったのは、この基本的パースペクティブにおいてである。これらの理論を通して、啓蒙思想家たちの提唱する政治的プロジェクトを具体化するための国家モデルの輪郭が浮き彫りにされていった。

ロックの所説に影響され、モンテスキューの命題に触発され、ルソーの思想によって火を灯されて、議論が活発に続けられた。そして、18世紀の立憲主義は、公権力の恣意的行使に対して諸権利を保護するためには、憲法典の制定が必要なのではないか、という問題提起にいたった。北はピエモンテから南はナポリまで、イタリア各地の啓蒙主義法思想も、この国際的論争に参加し、独自の寄与をおこなった。基本法としての成文憲法は、《政治的な法 = 権利》(*diritto politico*) に関する諸規範を定立し、国家統治

機構を設立し、政治的権威と個人との間の関係を律する。こうして憲法は、理論的洗練と政治的渴望的となったのである<sup>2)</sup>。

このような反・絶対主義的イデオロギーによって方向づけられた路線は、もちろん少数派であったにもかかわらず、世紀末葉に諸外国で連続的に勃発した革命的事件と相俟って、しだいに普及・定着していく。すでに1780年代から、北米諸国家における権利憲章の類いがイタリア半島を流通し始めていた。90年代初めには、アルプスの北で生じた政治的出来事と体制的実験に全関心が集中する。ブルボン王朝の打倒と共和国の創設は、現状打破を目指す意欲を大いに勇気づけた。フランス共和暦1年の1793年憲法は、その民主主義的、平等主義的な性格により、政治的秘結社における熱狂を巻き起こし、「フランス人のように行動せよ」を合言葉にして、いたるところに謀議が生成した。しかしながら、その熱狂に見合うだけの実行能力は欠けていた。イタリア半島における既存の体制の転覆は、「偉大なる国民」(*Grande Nation*)であるフランスの軍事的勝利の結果としてのみ、生じることになるだろう。すなわち、1796年から99年にかけて、イタリア半島諸国家で革命が次々と勃発し、政治体制が共和制に変わっていったのは、ひとえにフランス軍占領の賜物だったのである<sup>3)</sup>。

## II. フランス支配下の3年間におけるイタリア半島の姉妹共和国と憲法

イタリア半島の各地に誕生した新しい共和国のあいだで、激しい政治的論争を呼び起こしたイシューのひとつが憲法制定問題だった。その論争は、新聞、パンフレット、ピラなどの自由な増殖と、新しい実験的結社を通して広く展開していく。革命の理念にもとづく公法の基本原則こそ共通認識だったにせよ、《パトリオットたち》(新しい政治体制の支持者たちは自分自身のことをこのように呼んだ〔直訳的には「愛国者」の意〕)は、共和国の権利と統治機構に

ついてさまざまな立場を表明し、多種多様な提案をした。

このような多彩なプロジェクトの培養基において、共和国の母フランスにおける当時の現行憲法であった共和暦3年の1795年憲法との対決は、避けて通るわけにはいかない問題だった。このテルミドール反動後の憲法は、1793年のジャコバン主義的な憲法に比べて、イデオロギー面でも制度的仕組みの面でも、さまざまな意味で対極的な立場に立つものである。フランスに占領される前に、ジャコバン・モデルは、すでにロベスピエール主義者のフィリッポ・ブオナッローティ (Filippo Buonarroti : 1761-1837) の「あらゆるイタリア共和国の政治的憲法」の構想に影響を与えていた<sup>4)</sup>。そして、それに続く時期においても、ジャコバン・モデルの抗いがたい魅力は、フランス立憲主義の最終的帰結である1795年憲法に強い不満を覚えていたイタリア半島の共和主義者たちのあいだには、なおも発散され続けていたのである。

人民主権原則の固持、(男子だけだったとはいえ)普通選挙の回復、立法府の政治的優越性の確認、社会的正義への要請、こういった点が、強調の仕方や組合せ方はさまざまであったにせよ、反・議会主義的な1795年憲法モデルを批判するラディカルな民主主義の立場が、この1793年モデルを援用する主な動機であった。実際、1795年憲法は、立法府からの行政府の相対的独立、異なる権能を付与された二院制への議会の分割、納税額によって二段階に分けられた政治的諸権利にもとづく選挙制度、社会的諸権利を認めない「権利と義務の宣言」などによって特徴づけられる<sup>5)</sup>。

このように多様な立場にあるパトリオットたちから一致した承認が得られていたわけではなかったにもかかわらず、共和暦3年の憲法は、共和主義革命にとっての必要な基礎として意図的に受け入れさせられていった。《解放者》(*libérateurs*)の政治的方針は、結局のところ、イタリア各地の政府に自律性の余地を認めるものではなかったのである。「フランス共和国の

総裁は、チザルピーナ共和国〔ロンバルディア地方に樹立された共和国〕の人民に、その固有の憲法を授与する。憲法こそは、もっとも啓蒙された国民であると認知されたことの結果である<sup>6)</sup>と、1797年7月8日にナポレオン・ボナパルト将軍は宣言している。同様に、1798年3月20日のローマ共和国憲法もまた、他律的な制定によるものであった。その体系化された規範において、フランス人の編纂者たちは、占領軍の政治的支配の公式化を定めたのである。

憲法の制定がより民主的なプロセスをたどったところにおいても、結果はそう違わなかった。そのためのさまざまな組織が設けられて憲法草案が議論されたが、人民投票によって承認された最終的条文をみると、テルミドル・モデルからの逸脱を最小限にするためフランス当局が深く介入したことがわかる。このような見地からみると、ジェーノヴァにおける共和国憲法制定過程は、とくに意義深い。ジェーノヴァは、「イタリア方面軍」(*l'Armée d'Italie*)の軍事的占拠をこうむることなしに、この時期に作り出された造語でいうところの《民主主義化された》(*democratizzata*)共和国だった<sup>7)</sup>。

「立法委員会によって暫定政府に提出されたリグーリア人民のための憲法草案」(1797年8月)の原文をみると、単なるフランス憲法の敷き写しにとどまることなく、いくつかの補筆と修正が施されている。たとえばジェーノヴァの立法者たちは「刑事法典」という章を設け、そこで啓蒙思想が確立した〔被疑者・被告人の防御権に関する〕保障主義(*garantismo*)の考え方にたつ刑事実体法・手続法の諸原則を明確に定めている。また「民事法典」という章では、相続法に関する総則規定や、「返済しえない債務を負う、無過失の者」の身柄拘束の禁止(第264条)を定めた。さらに議員、政府要職、閣僚に対しては、「100万リラ以上の資産を持たない」旨の宣誓を課している(第172条)。教会財産については、「どのような性質のものであれ国民の財産である」と宣言され(第398条)、リグーリアの聖職者は、教区司祭から司教にいた

るまでローマ教皇庁のヒエラルキーから外されることになった。

これらの条文は反発を招き、ジェーノヴァの暫定政府は憲法草案を撤回せざるをえなくなった。ナポレオンが、立法委員会のメンバーを召集して「宗教には触れるな」と警告し、「神を畏れる良心を不安に陥らせるような議論を引き起こすな。悪だくみをする人間たちに武器を与えるな」と諭したのである<sup>8)</sup>。こうして、物議を醸した条文は、その他の数多くの規定とともに、憲法草案から削除された。リグーリア共和国憲法は、1797年12月2日に人民投票で承認されたが、その結果は、大部分においてフランス1795年憲法の忠実な複製となったのである。これに先立つ、ボローニャ市民によって承認された1796年12月4日の憲法、1797年3月19日のチスパダーナ共和国〔エミリア＝ローマニャ地方に樹立された共和国〕憲法も同様であった。

イタリア半島各地の共和国において公布された諸憲法が、共通の基礎として強いられたフランスの1795年憲法に対して、逸脱している点もある。そのなかでは、政治的重要性からみて、選挙権関連規定がまず眼につく。1791年のフランス国民議会によって採択され、共和暦3年の制憲議会によって踏襲されたところの市民＝納税者モデル〔制限選挙モデル〕は、ローマ共和国憲法を唯一の例外として、イタリアではどこでも採用されなかった。施行されることなく終わったボローニャの憲法とリグーリア共和国憲法は、投票権については、いかなる社会・経済的地位による差別も認めなかった。チスパダーナ共和国憲法とチザルピーナ共和国憲法は、物乞いと浮浪者に対してのみ投票権を制限するにとどまった。それに対して被選挙権に関しては、テルミドル・モデルの例にならったかのように、納税の障壁が高々と残された。ボローニャの選挙人委員会(*i Comizi elettorali*)、チスパダーナ共和国の地区代表委員会(*i Comizi decurionali*)、チザルピーナ共和国の選挙人集会(*le Assemblee elettorali*)などがそうであった。民主主義的傾向が最も強いことで

明確だったジェーノヴァの立法者たちですら、「その日暮らし」の市民は、決して選挙人委員会には選ばれえないことを宣言している（第48条）。

共通するその他の重要な特徴は、カトリックの地位に関する規定（チスパダーナ共和国とリグーリア共和国の憲法では特権的地位が与えられた）、選挙制度（ボローニャやチスパダーナ共和国などの憲法では中間的な選挙人レベルを創設した）、議会議員が政府幹部を選ぶメカニズム（イタリアにおけるすべての共和国で憲法上のさまざまな改革がなされた点）、などである。このような修正点は、権利章典の構造と内容にも反映している。この点でも、もっとも断固たる態度が示されているのはリグーリア共和国憲法である。「人民主権」「社会における人の諸権利」「社会における人の諸義務」「社会の諸義務」という4つの章に分けて明確な規定があるのみならず、その最後の章においては、「社会は、貧民の救済手段とすべての市民に対する教育制度とを整えなければならない」（第3条）と定め、このようにして、共和暦1年のジャコバン的人権宣言における二つの価値ある原則を組み込んだのである。

しかしながら、フランス支配下の3年間ににおけるイタリア半島諸共和国の憲法文書において描かれた公権力機構は、フランスの元型とだいたいにおいて同一の複製物である。そのなかで、その他の共和国と異なり憲法の成案を、あるいはルッカ共和国のような「暫定憲章」すらも、ついに発布するにいたらなかったナポリ共和国の立法者たちだけが、マリオ・パガーノ（Mario Pagano：1748-1799）の指導のもとに、微妙に異なる制度的システムを作り上げようと試みた。それは憲法の中核性を確実にし、共和主義の原則を防衛するためのものであった<sup>9</sup>。成熟した公法学の理論を反映したものであり、まさにその顕著なオリジナリティのために、ナポリ共和国憲法草案<sup>10</sup>は、18世紀イタリア立憲主義の最も重要な文書のひとつとなっている。ついに効力を発することなく終わったにもかかわ

らず、以下でこの憲法草案をとくに掘り下げてより詳しく分析する所以である。

### Ⅲ. マリオ・パガーノの憲法草案

1799年1月22日、フランス軍のナポリ凱旋入城の前夜、共和主義者ジュゼッペ・ロゴテータ（Giuseppe Logoteta：1758-1799）は、君主政の終わり、「自由と平等にもとづく民主主義的な政府」の誕生を宣言する布告の案を起草した<sup>11</sup>。その第11条には「ナポリ共和国は、憲法策定にあたって無益な論争を未然に防ぐため、ローマにならって大変に貴重な贈り物をしてもらうべく、フランス国民に対して4名ないし5名の立法者を派遣するように要請する」<sup>12</sup>とある。この訴えは、しかし、ナポリのパトリオットたちのあいだで遍く共有されていた期待を表すものではなかった。実際、当時の日記作者によれば、すでに1月の初めには、国王の逃亡に続く混乱状態のなかで、マリオ・パガーノが「ヴェズーヴィオ共和国の憲法を携えて」ナポリに帰還するのを待望する声が聞かれたという<sup>13</sup>。

ブルボン王朝政府を転覆させる謀議に加わった疑いで投獄され、釈放後は国外に政治亡命中だったパガーノは、ナポリ共和国の支持者たちのなかでも、最も際立った、影響力のある人物のひとりであったと目される。啓蒙思想家（*philosophe*）であり、実務を扱う弁護士であり、刑法の大学教授でもあったパガーノは、1780年代ナポリの文化的培養基における中心人物のひとりであり、そのラディカルな立場にたつ著作によって、イタリア南部啓蒙のなかでも最も進んだ位置を占めていた。啓蒙専制君主に与するイデオロギーを超え、人権に関する自然法思想の理論にもとづき立憲主義的な国家概念を成熟させ、市民社会における共生と社会的正義という共和主義的ビジョンにおいて、人の生命と自由の保障システムとしての刑事法理論を構築する作品を残している<sup>14</sup>。

『政治論集』（初版1783-1785年；第2版1791-

1792年)や『刑事訴訟論考』(1787年)などの著作は、18世紀末のイタリア公法学文化にみられる反絶対主義的な緊張感の例証である。『政治論集』の初版が現れたとき、パガーノは、「デモクラシーのみを称揚して、貴族制や君主制の政府を貶めている」と非難された<sup>15)</sup>。実際、パガーノの政治体制理論は、歴史的諸現象の動向を体系的かつ類型論的に論ずる筆致のなかに、際立って共和主義的な価値観をにじませていた。論の運びは古典古代の共和国モデルに強く鼓舞されており、その歴史的生まれ変わりの諸相をめぐる緊張感によって賦活されている。こうして君主制を何ら魅力のない体制というイメージに引きずりおろし、民主主義的な共和制を政治的次元における人間解放の形態として、すなわち正義・徳・知識によって市民社会を生きたるための自由な空間として、祝福したのである<sup>16)</sup>。

パガーノの公法学理論もまた、市民的自由の防衛と法による権力の牽制とのあいだの連関に立脚し、明確に政治的異端の傾向を明らかにする。『政治論集』の第2版(「増補版」)においては、君主が主権を独り占めすることに対して、公のことがらの運営に相応しい社会的文化的状況にあるすべての市民が有すべき政治的諸権利の復権を梃子に、異議の横槍を貫通させた。同時代の革命的出来事から得られる明らかな示唆のもとに、パガーノは、個人の諸権利を確実なものとし、国家権力を律するための、憲法典編纂の必要性を訴えるにいたる。このような保障主義的パースペクティブにおいて、最終的に、概念化された基本法の実効的規範性の問題が取り扱われる。すなわち「憲法の砦」として建立され、「強い権限を行使する者たちが超えてはならない一線」を監視する任務を負う「最高裁判所」(tribunale supremo)という、新しい機構の輪郭が描かれるのである<sup>17)</sup>。

この強烈なイデオロギー的信条のために、ナポリに共和国が設立されるやいなや、パガーノは、立法委員会のメンバーとして暫定政府に迎え入れられた。委員会は、「自由と民主主義的

な政府の原則に反するあらゆる権利と慣習を廃棄するための憲法と関連法規を準備する<sup>18)</sup>という任務のために設立されたものであった。共和主義の立場で、パガーノは、信託遺贈の廃止に関する論争に直ちに介入し、長男と次男・三男との間の平等原則を相続法の公理として主張した。続いて起きた封建的諸特権の廃止に関する激しい論争においては、ラディカルな過激派の立場とも、穏健派の慎重な立場とも一線を画し、一方では封建制度と結びついた人身に関するすべての支配的権利、禁止命令権、課税上の特権、司法上の特権を廃止することを提案しつつ、他方では、封土に関する財産権についてはケース・バイ・ケースで審査・解決することを提案した。

どちらの条項に関しても、パガーノによって提案された立法的解決策は、少数派の意見であった。しかし、権威ある法律学者として、拷問の廃止と刑事訴訟における証拠の取扱いに関する法律、そして司法組織に関する法律などについては、議論の推移に大きな影響を与えることができた。刑事法に関する彼の著作において提唱されていた、保障主義的な方針による改革的提案の多くが法律となった。すなわち、人身の自由を保障するという原則(*habeas corpus*)、予め定められてはなかった刑罰を事後的に課すことの禁止、反対尋問の原則、裁判官を忌避する被告人の権利、被疑者・被告人の未決勾留の場所と拘禁刑執行の場所の峻別、などである<sup>19)</sup>。

いずれにせよ立法者としての活動に関連して最も重大な意味を有する文書は、1799年4月の「立法委員会によって暫定政府に提案されたナポリ共和国憲法草案」である。フランスの1795年憲法をモデルとしているにもかかわらず、委員会の他のメンバーたちとともにパガーノによって起草された本憲法草案には、独創的な立憲主義の構想が見出せる。その独自性は、草案の冒頭に配された「諸権利と諸義務の宣言」、次いで草案のなかの「公教育」に関する規範と「監察官裁判所」の導入、そして「憲法の保護」に関する第13章において開陳された規範と制度

の変革・刷新を通して浮き彫りにされる。

#### IV. 権利・道徳・監察

ナポリ共和国憲法草案には、概括的な趣意書が付されていた。そこではテルミドール・モデルに対する批判的なスタンスが修辭的に表現されている。

「近代憲法に見出せる最も卓越したところは、人の諸権利の宣言を備えていることである。古代の立法には、この堅固で不動の基礎が欠けていた。われわれの目の前には、フランス憲法を先導した人権宣言がある。しかし、同時にまたわれわれは、上記宣言によれば、平等とは人権そのものではなく、すべての権利の基礎でしかないこと、つまり、その平等の上に諸権利が樹立されるような、そのような原理でしかないことを知っている。つまり平等とは関係にすぎず、諸権利こそが権能である。(中略)このような自然的な平等の関係に、人々のあいだでの諸権利の存在と、諸権利の平等が由来するのである」<sup>20)</sup>

憲法草案趣意書は、劈頭に付されたこのパガーノによる法哲学的考察から出発して、暫定政府の「市民代表諸君の審議」<sup>21)</sup>に付されるべき「改革案」の趣旨を説明し、正当化する。パガーノのパーспекティブにおいては、人権保障こそは、政治的結合の目的であり、公権力の限界を画する最重要事項であった。つまり基本的かつ不可侵の法的規範であった。その人権を憲法という形式において実定法化することは、それゆえ、共和制の樹立にとって決定的な契機を意味しており、内容的に不完全と判断されるような成文規範を認めることは到底できない相談だった。

パガーノによって提案された「諸権利と諸義務の宣言」は、フランス人権宣言に比して、より複合的に階層化されたものである。諸権利と諸義務とが明確に区別されてリストアップされ

ているだけではなく、さらに諸権利の権原と諸義務の帰属を示す権利義務の主体別基準にもとづく分類が施されているのだ。すなわち、全体が「人の諸権利」「市民の諸権利」「人民の諸権利」「人の諸義務」「市民の諸義務」「公職にある者の諸義務」という六つのブロックに分けられている。「リグーリア人民のための憲法草案」の構成を発展させたようにみえるこの枠組みに、テルミドールの「宣言」の精神とは異質なイデオロギーを色濃く帯びたさまざまな条文が配置されたのであった。

「人の諸権利」のカタログは、パガーノの『政治論集』で提唱されていたアイディアを条文の形に直したものだ。すなわち、「すべての身体的・精神的能力」の保持と向上についてのあらゆる個人の権利を保障するための憲法秩序が基礎づけられる(第2条)。この法的公理にもとづき、自由に関する諸権利、個人の労働のみを正当化理由とする私的所有に関する権利が演繹されていく。第8条は「ある土地において自らの権能を用いる人が、その土地を自らのものとする」と定める。これは啓蒙期の哲学者のあいだに広く流布し、パガーノによっても共有されていたロックの所説のラディカルな定式化であった。

1789年と1793年時点におけるフランスの革命的党派によって信奉されていた抵抗権は、テルミドールの反動後における共和暦3年の制憲議会によって排斥されてしまったが、ナポリ憲法草案の「宣言」は、「すべての権利の砦(baluardo)」(第15条)であるとして復活させた。パガーノは、抵抗権に関する法的次元における問題性を十分に意識しており、その内容を確定し、その行使を条件づけようとしている。

「専制の土台にある受動的な忍従と、無政府主義的な蜂起との間の正しい均衡点をどのように見定めればよいのか?この興味深い問題の解決策は、次のようにして与えられると考えられる。すなわち、あらゆる市民は、世襲の永続的・独裁的権威に対しては、蜂起する権利をつねに有する。しかし、憲法にもとづく権力に対して

は、全人民は、ただその濫用に対してのみ蜂起することができるだけである、と」<sup>22)</sup>

パガーノの「宣言」は、テルミドールの「宣言」に対して、第18条から第20条までにおいても独自性を示している。第18条は、「あらゆる人」に対して、「他者を救済し、同類の存在を保持し、改善させるよう努力する」義務を課した。その義務をさらに特定化して、第19条は「困窮者を扶養するという、人としての聖なる義務」を定める。両者相俟って、1793年のジャコバン主義的な「人と市民の諸権利の宣言」において初めて実定法的表現を得た社会的連帯義務を、憲法上に定着しようとしている。しかし、1793年のフランス憲法が、「労働の機会を提供するか、または労働のできる状況にない者に対してはその生存手段を保障することによって、不運な境遇にある市民たち」(第21条)<sup>23)</sup>の生計を支える義務を「社会」に課していたのに対して、パガーノによって定められた条文では、社会権の義務論的次元を明示することなく、各主体の法的義務の領域に人類愛を持ち出すにとどまっている。

同様に、1793年のフランス憲法が第22条で市民たちに対する社会の責務として定めていたものに関して、ナポリ憲法草案の「宣言」は第20条で同じ内容を各個人間の互酬的責務へと置き換えている。すなわち、ジャコバン憲法では、教育(l'instruction)を「すべての者にとっての必要」と認め、「その全ての力を尽くして公共の理性の進歩を促し、すべての市民の手が届くところに教育を配する」<sup>24)</sup>義務を「社会」に帰属させていたのであるが、パガーノ編纂の草案では、「他者を啓蒙し教育する(istruire)」義務を「あらゆる人」に課しているのである(第20条)。

「宣言」の構成においては権利として位置づけられてはいないにもかかわらず、教育は最重要度の憲法問題とみなされていた。「共和国はなった、今や共和主義者たちを作ることが必要だ」、というわけである。祖国に献身し、平等を愛し、

共通善を意識する市民たちを作ることが必要であった。この点に注意しつつ、「宣言」からさらに進んで、ナポリ憲法草案の本体に分け入っていくと、テルミドール憲法における「公教育」(instruction publique)に関する第10章がざっくり書き換えられていることに気がつく。条文数は6から27に大幅に増え、タイトルも「公の教育と知育について」(Della educazione ed istruzione pubblica)と変更され、さらに新しいブロック「監察について」(Della censura)が出現した。フランスとは異なり、国家は学校教育や科学教育を提供するにはとどまらない。そのメンバーの道徳的人格性と政治的意識を形作るという目的までもが予定されていたのである。

パガーノとナポリの愛国者たちのビジョンにおいては、新しい政治秩序の建設は、市民社会的な徳の実践に集約される共和制倫理の構築とその共有なしですませるわけにはいかなかった。フランス憲法モデルは、このような見地からは欠陥があるように思われた。なぜなら、教育の問題を、単にその「知性的部分」においてのみ検討し、「道徳的部分」を捨象しているように見えたからである。この点で、お手本にすべきは「古代の人々」の範例である。そこで「憲法に不可欠の部分」としての「教育」(educazione)に関する「諸法律の諸原則」<sup>25)</sup>を定立する必要がある。そのために、パガーノの草案は、単に「自由の精神」(第299条)の促進手段としての「共和制演劇」の創設や「共和制の徳を鼓舞する」(第300条)ための「国民的祭典」の制定だけではなく、家族による教育を国家の教育的方針に合致させるために、公法を私的領域の中にまで持ち込んだ。実際、草案の第293条は「家族の父が、その子どもたちが7歳になるまで施さねばならないところの身体的、道徳的、知性的な私的教育(educazione)は、法律によって律せられるものとする」と定めているのである。

「共和制教理問答」(catechismo repubblicano)の倫理的・教育的機能もまた、憲法の守備範囲に入っていた。初等教育に関する第301条は「児

童たちは、読み書き、算数の基礎、そして共和制教理問答」を習わなければならないと規定している。第298条は「あらゆる祝日において、7歳を超える」子どもたちを、「法律によって定められた場所において共和制教理問答の説明を聞くように」義務づける。その根本には、共和制教理問答の知識は市民的諸権利へのアクセス要件であることを定める草案の第13条がある。「読み書きができること、職業に就いていること、そして共和制教理問答を理解していることが証明されないかぎり、若者は市民登録されない」

それゆえ、パガーノの見解では、良き共和主義者であるという証明をなし得ない者は、共和国の政治生活に参加することは許されない。この確信は、「選ぶ権利・選ばれる権利」は「法律によって要求される道徳的資質」を備えている市民にのみ帰属する、と定めた「宣言」の第12条とも合致している。逆に、良き共和主義者ではないという証明がある者は、共和国の政治生活から排除されなければならない。「監察官裁判所」(tribunale di censura) の設立が問題になるのは、このようなイデオロギー的、規範的地平においてである。監察官裁判所には、「民主主義的な生活をおくっていない者たち」<sup>26)</sup>、もしくは徳の教育に無反応と認定された者たちに、選挙権行使の停止というペナルティを科す権限が付与される。

趣意書のなかでパガーノは次のように述べていた。

「古代の共和制にならって、われわれは、悪徳を矯正することによって習俗を規整するという高貴な役割を再び果たしてもらうため、監察という仕組みを呼び戻したのである。(中略) 常軌を逸した欲得づくの生活、自らの家族を統御すべきところでなされる不行跡、傲慢で横柄な慣習、こういったものは民主主義的な生活をおくることと相容れない。そして、そういう態度は知らず知らずのうちに自ら深い溝を掘り、遅かれ早かれ自由はその深い溝めがけて真っ逆

さまに転落していってしまうだろう。監察は、公私の教育を監視しなければならない。古代から耕されてきたにもかかわらず近代においてなおざりにされてきた公共道徳に関する配慮こそが、共和国の諸機関の主要な設立目的でなければならない」<sup>27)</sup>

パガーノによって構想された憲法草案は、その仕上げを、監察官による政治教育に見出す。国家は、そのメンバーに対して、決まったライフスタイルを強制し、逸脱的態度にはペナルティを科す。共和制の道徳原理は、司法的な手続によって保障され、強制力を持たされるにいたる。政治革命は、こうして倫理的再生を実現するための法的手段を与えられた。共和国に必至の生命線とみなされた倫理的再生は、共和国の市民にとっては義務と化したのである<sup>28)</sup>。

## V. 憲法的保障

ナポリ共和国憲法草案については二つの相反する歴史学的評価がある。一方では、フランス革命によって開かれた民主主義的な地平とは異質な、その倫理的・国家主義的次元を強調する歴史家たちがいる<sup>29)</sup>。他方では、アルプス以北の憲法経験において支配的な法律中心主義的なビジョンとは一線を画する、その保障主義的な次元を高く評価する者たちもいる。前者の評価が、監察官という習俗の監視機構を含む古代風の統治機構と道徳規範の模倣を提案するパガーノの共和主義の擬古典主義的なプロフィールに基づくとすれば、それに反して後者の注意は、フランスモデルに対するナポリ草案の独自性が全面的に表出されている「憲法の保護」に関する第13章に向けられる。

実際、「ここには、立憲主義というものについての全く異なる概念の決定的刻印と正統的記号が存していた」<sup>30)</sup> ことは疑いない。このような、実定法に先行しそれに優越する規範としての人権という自然法的概念に立脚する立憲主義の概念は、一般意思の表現としての法律の優位

性というフランス革命のドグマによって、後景に退かされていた。もし、草案趣意書においてパガーノが確認した通り、「諸権利の宣言」が法秩序の「不動の基礎」を構成するのだとすれば、人民主権といえども、その正統的な行使は「憲法に合致する法律」の策定にのみ制限されるということになるだろう。

このような定式化は、「宣言」第14条の規範的陳述に見出される。その背景に、一般の法律に対する憲法規範の絶対的優越という思想が認められることは明らかである。この優越性を確保するために、パガーノは、憲法草案本体における諸権力機構を組み立てるに際して、『政治論集』第2版においてすでに論じていた一歩進んだ保障主義的提案を再現した。「憲法と自由の保護」の任を負う「最高裁判所」、すなわち「護憲団」(corpo degli Efori)の構造と権能の定義がそれである<sup>31)</sup>。

憲法的保障という問題は、すでに合衆国とフランスの革命的経験においても、制度的刷新を目指す論争において取り上げられていた。成文憲法の実効的効力は、憲法によって確定された条文と原理に関する統御の制度的仕組みを必要とするという少数派の意識は、太平洋の両岸における憲法草案と憲法規範にその表現を見出したのである。1795年に、エマニュエル・ジョゼフ・シェイエス(Emmanuel-Joseph Sieyès: 1748-1836)は、憲法によって画定された制限を公権力が自発的・忠実に遵守するかどうかについて根本的懐疑を表明し、「憲法の預託」について監視する任にあたる機関の設置を国民公会に提案した。それによって、確実に憲法を救済しようというのである。シェイエスは、「憲法は、強制力を有する法典であるのか、何ものでもないのか、そのどちらかである。もし法典であるというのであれば、どこにその番人があるのか。どこにその法典を守護する機関があるのか。このことが問われなければならない」<sup>32)</sup>と述べている。

シェイエスによる問題提起の約20年前、1776年のペンシルヴァニア憲法において、すでにこ

の問題は取り上げられ、旧大陸の共和主義者の多くによって賞賛されることになる独創的な制度的解決策が示されていた。そこでは、「共和国の自由が永久に侵されることなく保持される」ために、「監察官評議会」(A Council of Censors)という名の法廷を設立する、とされている。評議会は、任期1年で7年に一度選出され、いくつかの任務を負う。そのうちのひとつが「憲法が、僅かでも違反されることなく、そのすべての部分において保持されているかどうかを検証すること」であった。そして「立法権と行政権を付与された機関」が「人民の守護者としての機能を履行」しているか、もしくは「憲法によって認められた権限とは別の、またはそれ以上の権限があると僭称し行使してはいないか」を統制し、また「立法府に対して憲法に反する法律の廃止を勧告」する。また、「何らかの欠陥がある憲法の条文を修正し、明確に表現されていない条文についての説明を補い、または人民の繁栄と諸権利を保持するのに必要な条文を付け加える、という絶対的必要性」を認めた場合には、憲法改正手続の開始を提言する、というのである<sup>33)</sup>。

このペンシルヴァニア憲法における「監察官評議会」の主要な機能的要素はパガーノ草案においても採用されており、憲法保障と諸権力の均衡を保持する機関として指定された護憲団の規定に取り込まれている。パガーノは、暫定政府に対する趣意書のなかで次のように説明している。

「護憲団は、行政権が権限を逸脱した場合に、とどまるべき範囲内に押し戻す。立法機関に対しても、権限濫用には拒否権(un veto)を突きつける。そして同時に、行政権や立法府に対して、その権限行使上の行き過ぎや職務怠慢の瑕疵を正すことによって、本来の義務を適切に履行する責務があると注意喚起する。(中略)しかし、護憲団がまさに自由の砦であるために、自らが恣意的な権力とはならないように、その他のいかなる立法的、行政的、司法的機能をも

持たせないのがよからう。そうすれば、護憲団が自らの権能を拡張するために他の機関の権能を抑制するなどといった振る舞いに及ぶことなしにすむだろう。(中略) この重大なる評議機関の権限は、できる限り狭く限定しておく必要があるのだ<sup>34)</sup>

パガーノ草案は、護憲団が17人のメンバーによって構成されると定める。それは共和国の県(departimenti)の数と同じである。護憲団の構成員は、各県の選挙人集会に集まった市民たちのなかから毎年1名選ばれる。被選出資格は、45歳を超えた既婚男性または寡夫で、立法機関・行政機関の元構成員に限られ、十年以上共和国の領土内に居所があること、である。その他のいかなる公職と護憲団の任務は両立しえないことが明確に定められている。草案の第368条は、この機関に、以下の権能を帰属させている。

1. 憲法が、そのすべての部分において保持されているかどうかを審査すること
2. 諸権力が、憲法による制限を遵守しているか、憲法が定めるところを逸脱したり守らなかったりしてはいないかを審査すること
3. 各々の権力が憲法によって帰属させられているところの権能を超えて権限を行使した行為を、破棄し、また無効にすることによって、各権力がそれぞれの限界と義務のうちにあることを注意喚起すること
4. 経験によって不都合があることを見出した場合、元老院に対して、憲法の特定の条文の改正を提案すること
5. 立法府に対して、憲法の原則に反する法律の廃止を提案すること

ペンシルヴァニア憲法の監察官評議会と比べた場合、パガーノによって提案された護憲団は、より先鋭的な権能を付与されていることがわかる。憲法改正手続に対して推進力を与え、設立

された権力に対するコントロールを行使し、憲法に反する法律の廃止を提案するのみならず、至高の決定権をもって、憲法に反する行為の無効手続を扱うことができるのである。第373条は、非常に意義深い文言において、この決定を次のように定式化している。「憲法は、権力のなす行為を再検証し、無効とする、云々」と。護憲団の決定は、公権力の代表者たちをして「憲法に合致させる」(第374条)。無効とされた行為は、市民に対する強制力をすべて失うのである。

上掲第368条第5号によって定められたところに照らせば、無効とされる行為のリストからは、法律そのものは除外されているように見える。しかし、この規範に関するパガーノの意図を解読するには十分な注意が必要である。憲法草案の条文と、とくにこの条項に関する趣意書の説明は、少なくとも、もうひとつの解釈の可能性を許す。その解釈とは、特定の法律と憲法規範との背反が、立法府に対して憲法に反する法律を示すことだけに自らの役割を制限し、直ちには無効とはできない護憲団によっては解消されえないことは確かであるが、他方で、諸権力の間で争いがある場合に関しては、護憲団は憲法上の均衡を損なうすべての行為に対する無効権を行使できる、というものである。この解釈に立てば、立法権が自らに課せられた限界を踰越し、行政権の領域にまで侵入している場合、護憲団は当該法律をも無効にできる、ということになる。

このように、パガーノによって構想された憲法裁判所の権能は非常に重要なものであり、彼の草案の独創性を示して余りある。この見地からは、護憲団に帰属させられた監視的審査における二重の次元が一層際立つ。護憲団は、「憲法が定めるところを逸脱し、または懈怠している」ような国家機関に対して、憲法規範の遵守を要請することができるのである(第368条第2項)。実際、パガーノにとって、憲法の定めるところは、「行き過ぎた作為」だけではなく「なすべきことをなさないという不作為」をも正す

ことによって、その十全の法的価値を保証されなければならないものであった<sup>35)</sup>。このような意味で、設立された権力による行為の合憲性を統御するという全く革新的な仕組みが、ここでは重要である。この仕組みには、どこまでも貫かれていかなければならないという基本法としての憲法概念がよく反映されている。その権能は、権力の創設とその限界付けにはとどまらない。「それは全立法の萌芽を含む、樹木の幹のようなものでなければならない。その幹の節々から、はじめて枝が いっぱいに広がるのだ」<sup>36)</sup>とバガーノはいう。

バガーノ草案は、このようにして、法的・政治的秩序に具体的な生命を吹き込み、憲法規範の拘束的性質を確保する必要性に見合った実効的な保障システムを構築しようとしたのである。しかしながら、1799年のナポリにおいては、共和国体制の生命は極めて短いものに終わり、バガーノによって提案された憲法は、実定法の世界と接する機会すら与えられなかった。だが、その政治哲学的な核心部分には未来があった。その核心部分とは、「自らの力の及ぶ範囲を拡大しようとするあらゆる権力の自然的傾向」<sup>37)</sup>から諸権利を守り、保障するための、諸法律の上に立つ法律という思想である。かかる強い立憲主義の概念に立脚する国家は、イタリアでは、20世紀後半において初めてその実現をみることになるだろう<sup>38)</sup>。

### (訳者後記)

著者のDario Ippolito氏(ローマ第3大学)は、18世紀イタリア啓蒙を専門とする、新々気鋭の法・政治思想史研究者である。著書として、本論考の脚注9に挙げられているMario Pagano. *Il pensiero giuspolitico di un illuminista*のほか、*Diritti e potere. Indagini sull'illuminismo penale*, Roma, Aracne, 2012がある。その他雑誌論文等多数。

本論考は、本誌のための書き下ろしであり、イタリア語原題は、*Il costituzionalismo repubblicano nell'Italia in rivoluzione (1796-1799)*である。なお、

訳文中の〔 〕内は訳者小谷による補注を示す。

本論考の中心的存在をなすFrancesco Mario Paganoに関する(おそらく唯一の、しかし極めてレベルの高い)邦語文献として、奥田敬「賢者の革命 -- フランチェスコ・マリオ・パガーノ評注 --」(『甲南経済学論集』44(3), 2003年)がある。

### 注

- 1) Cfr. V. Ferrone, *La società giusta ed equa. Republicanesimo e diritti dell'uomo in Gaetano Filangieri*, Roma-Bari, Laterza, 2003; F. Berti, *La ragione prudente. Gaetano Filangieri e la religione delle riforme*, Firenze, Centro Editoriale Toscano, 2003; Id., *Modello britannico, modello americano e antidispotismo: Filangieri e il problema della costituzione*, in A. Trampus (a cura di), *Diritti e costituzione. L'opera di Gaetano Filangieri e la sua fortuna europea*, Bologna, Il Mulino, 2005, pp. 19-60.
- 2) Cfr. C. Ghisalberti, *Le costituzioni «giacobine» (1796-1799)*, Milano, Giuffrè, 1957, pp. 23-78.
- 3) Cfr. A. Trampus, *Storia del costituzionalismo italiano nell'età dei Lumi*, Roma-Bari, Laterza, 2009.
- 4) Cfr. A. Saitta, *Il robespierrismo di Filippo Buonarroti e le premesse dell'unità italiana*, in «Belfagor», 1995, 3, pp. 258-270; F. Della Peruta, *Filippo Buonarroti (1761-1837)*, Milano, Centro Studi Filippo Buonarroti, 1997.
- 5) Cfr. M. Troper, *Terminer la Révolution. La Constitution de 1795*, Paris, Fayard, 2006.
- 6) *Le Costituzioni italiane*, a cura di A. Aquarone, M. d'Addio, G. Negri, Milano, Edizioni di Comunità, 1958, p. 87.
- 7) Cfr. M. Da Passano, *Il processo di costituzionalizzazione nella Repubblica ligure (1797-1799)*, «Materiali per una storia della cultura giuridica», 1973, 1, pp. 79-260.
- 8) *Le Costituzioni italiane*, cit., p. 159.
- 9) Cfr. F. Venturi, *Francesco Mario Pagano. Nota introduttiva*, in *Illuministi italiani*, Tomo V, *Riformatori napoletani*, Milano-Napoli, Ricciardi, 1962, pp. 783-833; G. Solari, *Studi su F. M. Pagano*, a cura di L. Firpo, Torino, Giappichelli, 1963; D. Ippolito, *Mario Pagano. Il pensiero giuspolitico di un illuminista*, Torino, Giappichelli, 2008; F. Berti, *L'uovo e la fenice. Mario Pagano e il problema della*

- rivoluzione*, Padova, Cedam, 2012.
- 10) *Progetto di Costituzione della Repubblica napoletana presentato al Governo provvisorio dal Comitato di legislazione*, a cura di F. Morelli, A. Trampus, Venezia, Centro di Studi sull'Illuminismo europeo "G. Stiffoni", 2008. Cfr. M. Battaglini, *Mario Pagano e il Progetto di Costituzione della Repubblica napoletana*, Roma, Archivio Guido Izzi, 1994.
- 11) *Leggi, atti, proclami ed altri documenti della Repubblica Napoletana 1798-1799*, a cura di M. Battaglini e A. Placanica, Cava de' Tirreni, Di Mauro, 2000, vol. I, p. 300.
- 12) Ivi, p. 301.
- 13) C. De Nicola, *Diario napoletano 1798-1825*, Napoli, Società napoletana di Storia patria, 1906, vol. I, p. 13.
- 14) D. Ippolito, *Francesco Mario Pagano*, in *Dizionario biografico dei giuristi italiani*, a cura di I. Birocchi, E. Cortese, A. Mattone, M.N. Miletti, Bologna, Il Mulino, 2013, vol. II, pp. 1484-1486.
- 15) F.M. Pagano, *Lettera a' dottissimi signori padre maestro Fr. Diodato Marone, primario lettore di teologia e d. Francesco Conforto, primario lettore di storia sacra e profana nell'università de' regi studi e teologi di S. M. avverso le imputazioni fatte a' Saggi politici*, in Id., *Saggi politici. Luoghi e varianti della prima edizione (1783-1785) rispetto alla seconda (1791-1792) e altri scritti etico-politici*, a cura di Laura Salvetti Firpo, Napoli, Vivarium, 2004, p. 28.
- 16) Cfr. D. Ippolito, *Repubblica e monarchia nel pensiero politico di Francesco Mario Pagano*, in «Il pensiero politico», 2006, 39, 3, pp. 369-400.
- 17) F.M. Pagano, *Saggi politici. De' principi, progressi e decadenza delle società*, a cura di Luigi Firpo e Laura Salvetti Firpo, Napoli, Vivarium, 1993, pp. 356-357.
- 18) *Leggi, atti, proclami*, cit., p. 341.
- 19) Cfr. F.M. Pagano, *Considerazioni sul processo criminale (1787)*, a cura di F.M. Paladini, Venezia, Centro di Studi sull'Illuminismo europeo "G. Stiffoni", 2009.
- 20) *Progetto*, cit., p. 122.
- 21) *Ibidem*.
- 22) Ivi, p. 124.
- 23) *Les Constitutions de la France*, a cura di Ch. Debbasch, J.M. Pontier, Paris, Dalloz, 1989, p. 46.
- 24) *Ibidem*.
- 25) *Progetto*, cit., p. 127.
- 26) *Ibidem*.
- 27) *Ibidem*.
- 28) D. Ippolito, *La costituzione napoletana del 1799 e la dimensione etica della cittadinanza repubblicana*, in «Clio», 2010, 4, pp. 629-648.
- 29) Cfr. A. De Francesco, *1799. Una storia d'Italia*, Milano, Guerini e Associati, 2004.
- 30) V. Ferrone, *La società giusta ed equa*, cit., p. 240.
- 31) *Progetto*, cit., p. 129.
- 32) E.-J. Sieyès, *Opinione sulle attribuzioni e l'organizzazione del giuri costituzionale (1795)*, in Id., *Opere e testimonianze politiche*, a cura di G. Troisi Spagnoli, Milano, Giuffrè, 1993, vol. I, p. 814.
- 33) Art. 47, Costituzione della Pennsylvania (1776), *Raccolta di tutte le Costituzioni antiche e moderne*, Torino, Tipografia economica, 1848, vol. II, pp. 144-145.
- 34) *Progetto*, cit., pp.129-130.
- 35) Ivi, p. 129.
- 36) Ivi, p. 127.
- 37) Ivi, p. 129.
- 38) Cfr. L. Ferrajoli, *La cultura giuridica nell'Italia del Novecento*, Roma-Bari, Laterza, 1999.